

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年5月10日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都港区芝五丁目34番6号

MMCダイヤモンドファイナンス株式会社 取締役社長 小濱清彦

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金36,936円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成26年11月12日

(2) 事故発生場所

倉吉市生田地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部農業大学校所属の職員が、公務のため駐車場内に軽貨物自動車を駐車し、学生が降車しようと助手席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあつた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。